

令和3年8月

お客さま各位

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定等の改正のお知らせ

当金庫では、令和3年8月1日より、「未利用口座管理手数料」の新設、および少額残高口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」に伴い、「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」等を下記のとおり改正させていただきます。

なお、改正後の規定は、本改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 変更する規定

- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ・にしん総合口座取引規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定

2. 主な改正内容

- ・「未利用口座管理手数料」についての条項を追加しました。
- ・少額残高（1万円）口座の解約において、条件を満たす場合は届出印押捺を不要とする条項を追加しました。

3. 改正日

令和3年8月1日

以上